

# 法人本部 事業報告

## 26 年度基本方針について

25 年度から引き続く理事会としての責任機能を高める努力をいっそう明確にしつつ施設から信頼される理事会運営を目指すという課題は前進している。

新採用職員研修や監事監査なども通じて、理事会の存在がより明確に意識付けられてきていると認識している。

## I 法人の理念の継承と具体化

それぞれの施設がそれぞれの歴史を認識し、その理念をどのように引き継いでゆくか努力を続けている。また施設の方針の中にもそれをどのように反映させてゆくかの努力も苦勞しながら実行されている。

理事会としての職員研修は定着してきたが内容的に更なる検討の余地がある。

## II 理事会の役割をどう果たすか

### 1 法人理念の具体化のための指導的役割を果たす。

実際にどのように役割を果たしたかということになると、実際上は施設方針を承認するという形でしか出来ない部分が多い。そうした中では風の子の子ども子育て新法への対応については理事と施設とが一体となって対応できたことは理事会としては評価してよいのではないか

## 理事会の具体的行動について

- 1 理事会運営は 25 年度の運営を継続する。
- 2 理事会の経営責任を果たすためには施設運営の日常的なチェックが不可欠である。  
監事による内部監査は 25 年度同様年 4 回を監事をお願いする。

理事と施設との関係では一部の理事に限定され、全体としては不十分であった。

監事監査は回数としては目標回数をこなしていないが内容としては充実した監査が行われたと評価する。理事長の専決事項のより厳密な執行については理事長の多忙さの中で委任して行われることが多く、理事長として十分な職責をはたしたとはいえない状況であった。

法人主催の管理職研修をはじめて行ったが内容的には十分なものではなかった。次回開催に当たってはもっと綿密な意思疎通と準備が必要である。

施設長会議・事務局会議は各月定期的に開催され問題点など理事会開催準備も含め適切に運営されてきた。

### Ⅲ 法人の経営基盤、社会的存立基盤をより強固なものとする。

各施設の運営は法人の理念に極力沿ったものであることが求められる。理念の追求の結果、経営の安定を欠くことがあってはならないが、経営の安定の追求の結果、理念がおろそかになるようなことがあってもならない

社会福祉法人はもうけすぎという政府の一方的宣伝に適切な反論がなされず、受身に終わった。もっと社会福祉法人の経営努力の内容を理解してもらう必要がある。27年度から発行される「法人便り」やホームページなどでそうした努力を重ねる必要がある。

経営協議会は結局子ども子育て新法の実施により経営がどう変わるかの指標が出ず、見通しが立たない中で経営協議会として十分な機能を発揮できなかった。

27年度の経営協議会ではじっくりした討議検討を行う必要がある。

風の子保育園の経営形態の変更問題については最終的に保育園を選択することで決着した。

しかし、それですべてが解決するわけでもなく、27年度に入っても重要事項説明での同意書を保護者から園が取らなければならないという市の方針に反論中で、今後も引き続きいろいろな問題で紆余曲折が予想される。

あすなるの家の運営については、無事平穏と言うようにはいかず、いくつかの事故やトラブルが見受けられた。引き続き地域密着型施設運営と施設運営の客観的評価による利用者の満足度の向上への努力の継続が必要

ともの家は年度の中で作業所の新築移転の土地購入が急浮上した。前から必要性がいわれていた事項ではあるが全体としては唐突な感が否めない。購入の意思決定に至る段階での各階層での意思統一を綿密に行いたい。土地購入はタイミングもあり難しい課題ではあるが金額も大きく影響も大きいので迅速さだけでなく緻密さも必要であろう

全体としてみれば法人本部をはじめとする各施設とも基本的に方針に基づいた運営が行われたと評価してよい。

以上